

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの期間、7年4月から同年7月までの期間及び8年9月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年3月まで  
② 平成7年4月から同年7月まで  
③ 平成8年9月から12年3月まで

申立期間①及び②については、両親がA市で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずである。

申立期間③については、当初、保険料を納付していなかったが、督促を受けたので、A市役所で夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは、平成8年11月であることが確認できることから、この時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間①及び②について、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする両親は入院中で話を聞くことができないため、申立期間当時の国民年金の加入状況等が不明である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間③について、申立人は、納付した時期については不明だが、未納となっていた申立期間③の夫婦二人分の国民年金保険料と国民

健康保険料を一括で数十万円納付したと申述しているが、制度上、申立期間③の保険料を一括で納付することはできない上、仮に、申立期間③の国民年金保険料を夫婦二人分一括納付すると、111万7,800円となることから、申立人の主張する金額とは大きく異なる。

加えて、申立人は、申立期間③の国民年金保険料と国民健康保険料を市役所の同じ窓口で納付したと申述しているが、市役所に確認したところ、申立期間当時、国民年金と国民健康保険の窓口は別であったため、同じ窓口で国民年金保険料と国民健康保険料を一緒に納付することは考え難いとの回答であった。

このほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月、5年1月、同年2月及び8年9月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月  
② 平成5年1月及び同年2月  
③ 平成8年9月から12年3月まで

申立期間①及び②については、両親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずである。

申立期間③については、当初、保険料を納付していなかったが、督促を受けたので、夫がA市役所で夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは、平成8年4月であることが確認できることから、この時点では、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間①及び②について、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親は、「申立期間①及び②当時は、娘と一緒に生活していなかったため、年金のことは分からない。」と申述しており、父親については、入院中のため話を聞くことができないため、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況等が不明である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間③について、申立人は、納付した時期については不明だが、未納となっていた申立期間③の夫婦二人分の国民年金保険料と国民健康保険料を夫が一括で数十万円納付したと申述しているが、制度上、申立期間③の保険料を一括で納付することはできない上、仮に、申立期間③の国民年金保険料を夫婦二人分一括納付すると、111万7,800円となることから、申立人の主張する金額とは大きく異なる。

加えて、申立人は、夫が、申立期間③の国民年金保険料と国民健康保険料を市役所の同じ窓口で納付したと申述しているが、市役所に確認したところ、申立期間当時、国民年金と国民健康保険の窓口は別であったため、同じ窓口で国民年金保険料と国民健康保険料を一緒に納付することは考え難いとの回答であった。

このほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月 25 日から 9 年 1 月 頃まで  
申立期間において、A社（現在は、B社）に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社の給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、B社は、「申立人の勤務期間は、平成 8 年 11 月 19 日から同年 12 月 24 日までである。」と回答しているところ、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、平成 8 年 11 月 19 日から同年 12 月 24 日までとなっており、同事業所の回答及び厚生年金保険の加入記録と一致している上、同僚からも申立人の勤務状況について供述が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成 8 年 12 月 25 日であり、申立人の主張する同年 12 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。